

## 「ちょうなん西小」商業利用約款

### (適用範囲)

#### 第1条

1. ちょうなん西小（以下「当館」といいます）が利用者との間で締結する商業利用契約及びこれに関連する契約は、本約款の定めるところによるものとし、本約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、
2. 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

### (商業利用契約の申込み)

#### 第2条

1. 当館に商業利用契約の申込みをしようとする者は、次の事項を書面又はメールにて当館に申し出ていただきます。
  - (1) 代表者氏名・連絡先・住所・法人の場合は社名
  - (2) 商業利用目的と内容、撮影利用の場合は制作物の概要（使用範囲等）
  - (3) 当館の指定する商業利用誓約書
  - (4) その他当館が必要と認める事項

### (商業利用契約の成立等)

第3条 商業利用契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、

### (商業利用契約締結の拒否)

第4条 当館は、次に掲げる場合において、商業利用契約の締結に応じないことがあります。

1. 商業利用の申込みが、本約款によらないとき
2. 利用しようとする者が、商業利用に関し、法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
3. 利用しようとする者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力であると認められるとき
4. 利用しようとする者が、新型コロナウイルス等の感染症に感染している者であると明らかに認められるとき
5. 利用しようとする者が、商業利用に関し、暴力的要求行為を行い、又は合理的な範囲を超える負担を求めたとき
6. 天災、施設の故障、感染症の流行等で関係当局・自治体により休業・営業自粛要請があったとき、その他やむを得ない事由により利用させることができないとき

(商業利用者の契約解除権)

第5条

1. 利用者は、当館に申し出て、利用契約を解除することができます。
2. 商業利用当日、当館からの連絡がつかず、当日の利用予定開始時間を2時間経過した時点で到着していないときは、その商業利用契約は利用者により一方的に無断解除されたものとみなし処理することがあります。

(当館の契約解除権)

第6条

1. 当館は、次に掲げる場合においては、商業利用契約を解除することがあります。
  - (1) 第4条の各号のいずれかに該当すると認められるとき
  - (2) 利用者が当館の定める利用規則に従わないとき
  - (3) 契約締結時に明示された利用目的を大きく逸脱すると当館が判断したとき
2. 当館が前項の規定に基づいて商業利用契約を解除したときは、明らかにその責が当館にある場合を除き、商業利用料金の返還はいたしかねます。

(当館の利用時間)

第7条 利用者が当館を利用できる時間は、当日午前11時から午後6時までとします。  
ただし、上記時間を越えて利用を希望する場合、当館の定める延長利用料金を申し受けます。

(利用規則の遵守)

第8条 利用者は、当館の定めた利用規則に従っていただきます。

(料金の支払い)

第9条

1. 利用者が支払うべき料金等の内訳は、事前に当館から利用者に御見積書にて明示するものとします。
2. 利用料金等の支払方法は、利用当日の現金・クレジット決済又は当館の発行する請求書に記載のある当館指定の銀行口座への振り込みのいずれかとします。

(駐車場の責任)

第11条 利用者が当館の駐車場をご利用になる場合、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

(利用者の責任等)

第12条

1. 利用者の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該利用者は当館に対し、その損害を賠償していただきます。
2. 商業利用契約の申込みが法人又は団体により行われた場合、当該法人又は団体は各利用者に本規約の内容を遵守させるものとし、各利用者の行為につき連帯して責任を負うものとします。
3. 施設内における事故及びトラブルについては、利用者の責任において解決するものとし、当館は一切責任を負わないものとします。

(分離条項)

第13条 本約款の一部の効力が、法令や確定判決により無効とされた場合であっても、その他の条項は引き続き効力を有するものとします。

(約款の改定)

第14条

1. 当館は、次の各号に定める場合、当館の裁量により、本約款を変更することができるものとします。

(1) 本約款の変更が、利用者の一般の利益に適合する場合。

(2) 本約款の変更が、商業利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容、その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものである場合。

2. 当館は、前項による本約款の変更にあたり、変更実施日の1ヶ月前までに、本約款を変更する旨および変更後の本規約の内容を商業利用者に通知するものとします。

(管轄及び準拠法)

第15条 本約款に関して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所、東京簡易裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。